

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社:会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社:会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

2024 年 8 月 9 日

岩崎通信機株式会社

岩通ビジネスサービス株式会社

2024年8月9日

各位

東京都杉並区久我山一丁目7番41号
岩崎通信機株式会社
代表取締役社長 木村 彰吾

東京都杉並区久我山一丁目7番41号
岩通ビジネスサービス株式会社
代表取締役社長 高宮 嘉康

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社:会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社:会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

岩崎通信機株式会社(以下「存続会社」といいます。)と岩通ビジネスサービス株式会社、(以下「消滅会社」といいます。)は2024年8月9日付で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことといたしました。

本合併に関する事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併分割契約の内容は、別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。

なお本合併は、存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併となり、消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本合併は、完全親子会社間の合併であることから合併対価を交付しません。また、存続会社において資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

存続会社は有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終年度に係る計算書類等については金融商品取引法に基づく有価証券報告書の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2「消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」とおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 効力発生日以降における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における存続会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

7. 事前開示開始後の上記事項の変更

事前開示開始日後に、上記の事項に変更が生じたときには、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1

「吸収合併契約書」

次頁以降をご覧ください。

合併契約書

岩崎通信機株式会社（以下「甲」という。）と岩通ビジネスサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本合併を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）：岩崎通信機株式会社

東京都杉並区久我山一丁目7番41号

乙（吸収合併消滅会社）：岩通ビジネスサービス株式会社

東京都杉並区久我山一丁目7番41号

第3条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対し、甲の株式又はその株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

第4条（増加すべき資本金及び準備金等）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条（合併承認総会等）

甲は会社法第796条第2項、乙は同法第784条第1項に基づき、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに合併する。ただし、合併手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日である合併期日は、2024年10月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（合併財産の引継）

1 乙は、2024年3月31日現在の会計帳簿、貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併期日において甲に引継ぐ。

2 乙は、合併期日前日の資産及び負債について、別に計算書を作成してその内容を甲に明示する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後合併期日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第9条（従業員の処遇）

甲は、合併期日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議のうえ、これを定める。

第10条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から合併期日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更、または本契約を解除することができる。

第11条（解除条件）

本契約は、甲の株主総会の承認が得られなかった場合、又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、効力を生じない。

第12条（損害賠償）

第10条、または前条により、合併条件が変更、本契約が解除、または効力が生じないときには、互いに損害賠償を請求しない。ただし、その原因が、甲または乙の故意、または重過失に属するときはこの限りではない。

第13条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、定める。

第14条（準拠法と管轄）

本契約書に関する解釈及び紛争に対しては日本法に準拠し、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため本電磁的記録を作成し、甲乙電子署名付与のうえ両者が本電磁的記録を保管する。

2024年8月9日

甲

東京都杉並区久我山一丁目7番41号
岩崎通信機株式会社
代表取締役 木村 彰吾

乙

東京都杉並区久我山一丁目7番41号
岩通ビジネスサービス株式会社
代表取締役 高宮 嘉康

別紙 2

「消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

次頁以降をご覧ください。

計 算 書 類

第3期

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

岩通ビジネスサービス株式会社

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	650,593,868	流動負債	91,357,757
現金及び預金	463,469	買掛金	3,724,998
売掛金	52,741,717	未払金	32,054,568
商品及び製品	3,081,070	未払費用	18,714,056
原材料及び貯蔵品	175,606	預り金	7,935,135
短期貸付金	589,258,857	未払法人税等	10,892,000
未収入金	483,440	賞与引当金	17,427,000
未収収益	475,213	役員賞与引当金	610,000
前払費用	3,914,496	固定負債	22,683,000
固定資産	120,836,950	受入保証金	2,432,000
有形固定資産	100,198,393	退職給付引当金	20,251,000
建物	22,292,455		
機械及び装置	57,419	負債合計	114,040,757
工具、器具及び備品	8,554,144	(純資産の部)	
土地	69,294,375	株主資本	657,390,061
無形固定資産	4,187,609	資本金	94,500,000
ソフトウェア	3,750,541	資本剰余金	511,093,654
電話加入権	437,068	資本準備金	511,093,654
投資その他の資産	16,450,948	利益剰余金	51,796,407
差入保証金	28,000	その他利益剰余金	51,796,407
長期前払費用	3,054	繰越利益剰余金	51,796,407
繰延税金資産	16,419,894	純資産合計	657,390,061
資産合計	771,430,818	負債純資産合計	771,430,818

損益計算書

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位:円)

科目	金額
売上収益	479,734,264
売上原価	339,267,632
売上総利益	140,466,632
販売費及び一般管理費	93,991,489
営業利益	46,475,143
営業外収益	5,526,799
受取利息	5,461,925
雑収入	54,508
受取手数料	10,366
営業外費用	67,622
固定資産除却損	67,622
経常利益	51,934,320
税引前当期純利益	51,934,320
法人税、住民税及び事業税	19,672,965
法人税等調整額	△888,684
当期純利益	33,150,039

株主資本等変動計算書

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位:円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	94,500,000	511,093,654	511,093,654	35,782,368	35,782,368	641,376,022	641,376,022
当期変動額							
当期純利益			0	33,150,039	33,150,039	33,150,039	33,150,039
剰余金の配当			0	△17,136,000	△17,136,000	△17,136,000	△17,136,000
当期変動額合計	0	0	0	16,014,039	16,014,039	16,014,039	16,014,039
当期末残高	94,500,000	511,093,654	511,093,654	51,796,407	51,796,407	657,390,061	657,390,061

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額により計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

当社は、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っています。これらは、主として一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しています。当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しています。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 64,466,714円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 21,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 6月13日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	17,136,000	816.00	2023年3月31日	2023年6月14日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月13日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,205,000	1,105.00	2024年3月31日	2024年6月14日